

# 火災死者が急増!

昨年末から今年にかけて住宅火災で亡くなる人が急増しています。昨年1年間の県内の火災による死者は37人(平成13年より12人増)で、このうちお年寄りが半数以上でした。

各家庭や地域ぐるみで、火気取り扱いの注意を呼びかけ、火災を防ぎましょう。

## 高齢者を火災から守りましょう

厚着しがちなお年寄りは、ストーブへの近づきすぎに注意を!



暖房器具のまわりは常に整理整頓

ストーブやコンロに気づかず、衣服を燃やしてしまう事故を防ぐため、火にふれても燃え広がりにくい防災製のエプロンなどを着用しましょう

寝たばこは絶対やめましょう。万が一のため、防災製のシーツ、枕、布団などで予防を!

行動が遅れがちなお年寄りの寝室は、1階の出入口近くなど、すばやく避難でき、いざというときは、窓からも逃げられる部屋にしましょう

住宅用の火災警報器などで火災の早期発見を!

問い合わせ 消防本部予防課 ☎(823)4247

# 農業は正しく使いましょ!



安全、安心な農産物を作り、消費者のみなさんに届けるため、農業は農林水産省登録のあるものを正しく使いましょ。

農業は、農産物の生産に合わせ、計画的に購入しましょ

農業は、使用できる対象農作物の種類、希釈濃度、使用量・時期・回数などを守りましょ

農業の使用後に、散布実績を防除日誌などに記載しましょ

農業は不法投棄すると処罰されます

## 農業取締法が改正されました

農業の製造や使い方などについて定めた農業取締法が改正(3月施行)され、罰則が強化されました。

農業の正しい使用、保管管理を徹底し、事故のないようにしましょ。

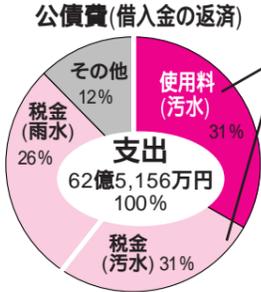
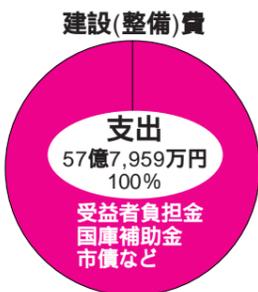
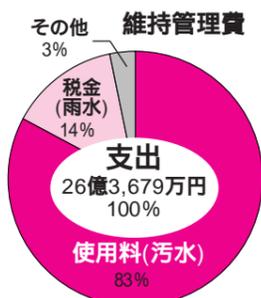
- 登録農業と「特定農業」以外は、製造、輸入、販売および農作物の防除に使用できません
- 定められた使用基準に違反して農業を使用できません
- 違反行為は、「3年以下の懲役または100万円以下の罰金(法人は1億円以下)」となります

問い合わせ 秋田市農業総合指導センター ☎(866)2115

## 平成13年度決算 下水道のお金の使われ方



みなさんから納めていただいた下水道使用料は、維持管理費や公債費に使われているんじゃないかな



汚水関係の公債費支出は、使用料と税金が半々になっています



下水道ってすごいね!

快適で衛生的な水洗トイレが使用できるようになります  
汚れた水や生活排水をきれいな水に処理し、海や川などの自然を守ります

# 4月使用分から 下水道使用料が変わります

下水道施設の建設費や汚水処理の維持管理費が年々増加しています。そこで、今後も下水道事業を健全に維持し、みなさんの快適な生活環境を守るため、四月から下水道使用料を引き上げることになりました。ご理解とご協力をお願いします。

## 新しい使用料は 6月納付分から

下水道の使用料を今年の四月使用分から改定することになりました。

新使用料は四月使用分から適用され、一般家庭のみならずには六月の納付分から納めていただくこととなります。

現在の下水道使用料は、平成十二年度に改定したもので、これまで諸経費の節減に努めるなどしながら事業を進めてきました。

しかし、下水道施設の建設に伴う借入金金の返済や処理場、下水道管などの維持管理費が年々増加していることから、下水道事業の円滑な推進と適正な管理運営を行うため改定したものです。

## 下水道使用料は 貴重な財源です!

平成十三年度に下水道事業

に使ったお金は、約百四十七億円。この内訳は、下水道管などの整備費に約五十八億円、処理場などの維持管理費に約二十六億円、公債費(借入金金の返済)に約六十三億円となっています。

これらのうち、利用者のみならずから納めていただいた下水道使用料は、汚水をきれいな水にする処理場などの維持管理費と下水道施設の建設に伴う借入金金の返済に充てられています。

本来、下水道事業は、「建設費」を国の補助金・市債(借入金)・受益者負担金などでまかない、「維持管理費と公債費(借入金金の返済)」については、雨水は公費税金で、汚水は私費(使用料)でまかなうことになっています。

現在、市では汚水分の維持管理費のほとんどを使用料でまかない、汚水分の公債費(借入金金の返済)については五割を使用料、残り五割を税金でま

## 水道水を使用した場合の 1か月の下水道使用料

区分	使用水量(m³)	新使用料	旧使用料	
一般汚水	基本使用料	0~10	1,020円	910円
	従量使用料 (1m³につき)	11~30	181円	161円
		31~50	226円	201円
		51~100	249円	222円
		101~500	305円	271円
		501~1,000	352円	314円
1,001~	427円	380円		
公衆浴場汚水	基本使用料	0~10	1,020円	910円
	従量使用料 (1m³につき)	11~	48円	43円

## 地下水などを使用した場合の 1か月の下水道使用料

区分	使用水量(m³)	新使用料	旧使用料	
一般汚水	基本使用料	0~10	1,020円	910円
	従量使用料 (1m³につき)	11~15	75円	67円
		16~100	142円	126円
		101~500	149円	133円
501~	160円	142円		

# ¥ 下水道使用料の計算

1か月に20m³の水道水を使う一般的な家庭の場合...

旧使用料 (基本使用料 11~20m³の従量使用料 消費税)  
(910円 + 161円 × 10m³) × 1.05 = 2,646円

1か月325円アップ

新使用料 (1,020円 + 181円 × 10m³) × 1.05 = 2,971円  
2か月分まとめて納付するので、2,971円 × 2 = 5,942円